

令和 2 年第 4 回市議会定例会
厚生委員会（保険年金課）

議案第 9 4 号「調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」
参考資料

条項ごとの改正内容

(1) 第 2 条，第 1 0 条柱書関係

課税限度額を令和 2 年 4 月 1 日施行の政令基準に合わせ，基礎課税額を 6 1 万円から 6 3 万円へ，介護納付金課税額を 1 6 万円から 1 7 万へ，それぞれ引き上げるものです。これにより，後期高齢者支援金等課税額を合わせた最高額は年 9 9 万円，財政的影響は 1 3 8 0 万円の増収（調定額），限度額到達世帯数は基礎課税額（医療分）で 5 5 0 から 5 2 2 への 2 8 世帯減（各推計）となります。

(2) 第 1 0 条各号，附則第 4 項関係

多様な働き方への対応を図る平成 3 0 年度税制改正（令和 2 年 1 月 1 日施行）による給与所得・公的年金等控除から基礎控除への 1 0 万円の控除額の振替に伴い，給与所得・公的年金等受給の被保険者については，収入が変わらなくても税の軽減判定に用いる所得が 1 0 万円高くなることから，これまで軽減措置を受けていた世帯が該当から外れてしまうこととなります。こうした影響は基礎控除額の振替を行う税制改正の意図するところではないことから，この振替の影響を国民健康保険税の軽減措置に波及させないよう遮断するため，軽減判定において，給与所得・公的年金等受給の被保険者については，基準額を 1 人あたり 1 0 万円引き上げるものです。合わせて，第 1 0 条を引用する附則第 4 項について同様の規定の整備を行います。

(3) 附則第 8 項，第 9 項関係

令和 2 年度税制改正（令和 3 年 1 月 1 日施行）により，特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除が創設されたこと（租税特別措置法第 3 5 条の 3 ）に伴い，当該条項の引用を追加する規定の整備を行うものです。

議案第 95 号「調布市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例」
参考資料

1 貸付制度の概要

国民健康保険の被保険者への御出産時の出産育児一時金（42万円）支給までの間における出産費用の負担軽減を目的として、一時金支給額の8割を限度に、無利子の出産費資金貸付制度を設けています。本条例は、この貸付けの原資となる基金を設置し運用するため定めたものです。

2 廃止理由

出産育児一時金の支給方法に関し、医療機関が、御出産の被保険者に代わって、市（保険者）から受け取り出産費用に充てる直接支払制度が平成21年10月から導入され、10年余を経てこの仕組みが定着したことにより、被保険者がまとまった出産費用を御用意いただく必要はなくなり、貸付制度の所期の目的を果たしたといえる状況です。

貸付けの利用実績を見ても、平成25年度の利用1件を最後に皆無となっており、このことを反映したものとなっています。

3 決算審査意見

以上の状況をふまえ、令和元年度決算審査においては、監査委員から貸付基金のあり方を検証するよう要請がありました（令和元年度決算等審査意見書P60）。